

広島県告示第百九十七号

広島県二級建築士等名簿閲覧規程及び広島県建築士事務所登録簿等閲覧規程を廃止する告示を次のように定める。

令和二年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県二級建築士等名簿閲覧規程及び広島県建築士事務所登録簿等閲覧規程を
廃止する告示

次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 広島県二級建築士等名簿閲覧規程（平成二十一年広島県告示第二百三十九号）
- 二 広島県建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成二十一年広島県告示第二百四十号）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。